

地方鉄道および軌道の営業廃止による補償

(1) 政府補償によるもの(旧地方鉄道法第36条ノ3による)

名称	補償年月日	営業廃止年月日	区間	延長	補償金額
小田原電気軌道	大正 9・10・21	大正 9・12・6	国府津・小田原間	6.3 km	1,081,000円
和賀軽便軌道	10・3・25	10・12・14	黒沢尻・横川目間	20.1	267,600
"	10・11・18	11・3・1	横川目・仙人間		
岩北軌道	11・8・27	11・12・20	好摩・平館間	12.7	209,900
東京電灯軌道	13・3・31	14・3・6	渋川・沼田間	20.6	578,150
中国	14・2・17	14・2・17	総社分岐点・漕井間	2.1	71,950
筑後軌道	昭和 3・12・24	昭和 4・3・26	久留米・豆田間外	52.0	4,806,800
山口県営軌道	4・4・5	4・4・5	新留町・港間	5.6	675,450
富山	5・11・27	8・4・20	堀川新・笹津間	12.4	773,150
祐徳軌道	5・11・30	6・4・29	祐徳門前・高橋間外	24.1	133,000
柳河軌道	6・9・24	7・2・21	矢部川・柳河間	7.0	229,400
播電	6・12・23	9・12・16	網干港・新宮町間外	17.3	596,625
矢水水力軌道	9・1・26	10・1・30	大井・みの岩村間外	12.0	124,350
札幌軌道	9・11・20	10・3・15	札幌・茨戸間	11.0	110,075
江当軌道	9・11・20	11・4・30	江別・当別間	11.1	44,425
朝倉軌道	14・4・28	15・4・19	二日市・杷木間外	35.4	182,375
金華山軌道	14・10・7	15・5・2	石巻湊・女川間	13.8	144,575
田名部運輸軌道	14・12・6	16・3・18	田名部駅前・田名部・柳町間	4.0	61,025
篠山	19・3・20		篠山・篠山町間	4.9	260,025
合計				272.4	10,349,875

(2) 国鉄補償によるもの

赤	穂	26・12・12	26・11・24	有年・播州赤穂間	12.7	20,803,761
---	---	----------	----------	----------	------	------------

注 (1) 補償金額欄の計数は、交付された国債の券面額(端数整理後のもの)を示す。  
 (2) 小田原電気軌道から柳河軌道までは5分利国債を交付され、播電から札幌軌道までは4分利付国債を交付され、江当軌道以下は3分5厘利付国債を交付された。

(1) 補償金の計算方法 これをア、廃止補償イ、継続補償の2において述べる。

ア 廃止補償の計算方法

(ア) 開業線にかかる補償計算

A 開業後3年を経過した線路 国鉄が運輸営業を開始した日の属する、当該地方鉄道の営業年度の、前営業年度末までに運輸開始後3年を経過した開業線についての補償金計算方法は、つぎによって算出した額の範囲内で国鉄総裁の申請によって運輸大臣が定める。内容が複雑なので公式で掲げる(前掲法第25条)。

(A) 過去3箇年の固定資産に対する平均益金率の算出 益金還元法をとる。

$$\frac{3 \text{ 箇年間の合計固定資産価額}}{3 \text{ 箇年間の合計益金}} = \text{平均益金率} \dots \dots \dots a \text{ (年2期のとき2倍)}$$

(B) 補償金の算出

国鉄営業開始の日における固定資産の価額×a÷0.12=補償金(ただし残存物件の価額を控除する)

上式の固定資産とは昭和28・1・1以前に取得したものについては、資産再評価法その他にもとづいて固定資産価額を価値修正した額から、昭和26年大蔵省令第50号固定資産の耐用年数等に関する省令等にもとづく減価償却費を控除したもの。同年同月後取得したものについては、原則としてその取得価格から同上の減価償却費を控除したもの。

注 益金=営業収入-営業支出  
 営業収入=旅客運輸収入+貨物運輸収入+運輸雑収  
 営業費=営業費+諸税

B 開業後3年を経過しない線路 国鉄が運輸を開始した日

の属する、当該地方鉄道の前営業年度末までに、3年を経過しない開業線についての補償金計算方法はつぎのとおりである。国鉄が運輸を開始した日における、当該地方鉄道の線路にかかわる固定資産の価額が補償金となる。ただし残損物件の価額を除く。

なおその際の固定資産の価額は帳簿価格によらず、前示Aの場合と同様の価値修正をした固定資産の価額が、政府の査定のもとに採用される。

(イ) 未開業線にかかる補償金計算 未開業線の内容を①敷設工事中のもの②敷設工事未着手のものにわけ①については前示ア(ア)のBと同様、価値修正の固定資産の価額が補償金として決定される。②については、測量その他に要した費用に相当する額である。

イ 継続補償の計算方法 継続補償の対象は、当該地方鉄道が国鉄の接近または並行線敷設開業による減益の補償である。したがってこの場合における補償金の算定は、国鉄の開業した日の属する営業年度の前営業年度末からさかのぼり、既往3年間の当該地方鉄道の営業用固定資産の価額(前示ア中A(A参照)に対する益金の平均割合(前示ア中A(A)記載の平均益金率の算式を参照)を算出し、この平均益金割合を補償金計算期間にかかる毎営業年度末の、営業用固定資産の価額に乗じて得た額に不足する金額以内で運輸大臣が定める。なお既往営業年度が3年に満たないものにあつては、現に経過した期間について上記の方法を適用する(前掲法第26条)。継続補償の期間は国鉄が運輸開始後5年をこえることはできない。またこの補償をうけた場合は廃止補償はうけられない(前掲法第24条第2項および第3項)。

(2) 補償金の支払 補償金の支払をなす者は国鉄である(前掲法第24条第1項)。ただし国鉄の鉄道線路の敷設が政府の命令にもとづくときは、政府は当該補償金の支払をなした国鉄に対して、当該補償金に相当する金額を交付する。なお地方鉄道軌道整備法第24条にもとづく国鉄のなす補償は同法の制定以前、旧地方鉄道法第36条の3をもって政府補償の明文が掲げられていたのであるが、国鉄の発足以来実情に添わなくなった結果、上記整備法中に新たに国鉄のなす上述の補償に関する明文が設けられた。旧地方鉄道法時代の政府の地方鉄道および軌道の補償成績は前表のとおりであるが、過去における実績はすべて廃止補償であつて、継続補償はない。→私鉄の買収。地方鉄道軌道整備法。(森島省吾)

ちほうてつどうぎょうかいけいきそく 地方鉄道業会計規則 地方鉄道業の会計の基準を定めて、その事業の健全な発達に資するため制定された規則で、地方鉄道法第28条の委任命令として昭和26・1運輸省令第2号をもって制定公布され、同年4・1から施行された。この規則制定と同時に旧地方鉄道会計規程(大正8年閣令第14号)は廃止された。この規則は18条からなり、地方鉄道がよるべき会計原則・会計処理方法を規定しており、その付録として、営業報告書様式・勘定科目解説が添付されている。規則の内容はつぎのとおりであるが、旧地方鉄道会計規程を全面的に改正したものであつて、以下改正の要点をあげて説明する。

1 会計の基本事項 会計の基本的な事項として (1) 会計規則の目的 (2) 事業年度の統一 (3) 正規の簿記の原則ほか2会計原則を定めている。